

台風等に対する船舶の避難対策(R3. 9. 15)

体制区分	基 準	船 舶 の 執 る べ き 措 置			
		大型船・中型船	小 型 船	錨泊中の船舶	工事作業中の船舶
第1警戒体制 (準備態勢)	次のいずれかに該当する場合 1 横須賀地区に台風が接近し、台風の強風域内に入るおそれがある場合 2 横浜地方気象台から「神奈川県気象情報」が発表された後に、横須賀地区を含む地域に強風注意報が発表された場合	・荷役・作業中止の検討 ・港外退避の検討又は係留強化 ・関連情報の収集	・陸揚げ固縛の検討又は係留強化 ・関連情報の収集	・走錨防止措置 ・港外退避の検討 ・関連情報の収集	・作業中止の検討 ・木材、作業用資機材等の流出防止措置 ・関連情報の収集
第2警戒体制 (避難態勢)	次のいずれかに該当する場合 1 横須賀地区に台風が接近し、台風の暴風域内に入るおそれがある場合 2 横浜地方気象台から「神奈川県気象情報」が発表された後に、横須賀地区を含む地域に暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合	・荷役・作業中止 ・港外退避又は係留強化 ・関連情報の収集	・陸揚げ固縛又は係留強化 ・関連情報の収集	・港外退避又は走錨防止措置 ・関連情報の収集	・作業中止 ・港外退避又は係留強化 ・木材、作業用資機材等の流出防止措置 ・関連情報の収集
備考 1 用語の定義 ① 船舶の大きさ イ 大型船とは、概ね総トン数が3000トン以上の船舶をいう。 ロ 中型船とは、概ね総トン数が20トン以上から3000トン未満の船舶をいう。 ハ 小型船とは、概ね総トン数が20トン未満の船舶をいう。 ② 大型船における係留強化 係留施設の静穏度、岸壁強度等及び船舶のコンディション等を勘案し、バースにおいて係留強化して待機することが適当と判断される場合。 ※バースにおいて係留を強化して待機することができる船舶とは、港外に避難することが明らかに危険であり、機関、推進器故障の船舶及び貨物の積み付け状態が悪く、港外避難することで荷崩れを起こす可能性がある船舶、その他、明らかに堪航性に問題がある船舶をいう。 2 留意事項 (1)会員機関は、横浜地方気象台から発表された情報に十分留意するとともに、会員機関内での連絡体制の確認を行うこと。 (2)会員機関は、荒天が予想される場合、警戒体制の決定の有無に関わらず、早めに荒天準備(機関スタンバイ、係留強化等)を行うこと。 (3)会員機関は、特に勢力の強い台風等が接近する場合、第三管区海上保安本部長から、湾外避難・入湾回避勧告等が発出される場合があるので十分留意すること。 なお、第三管区海上保安本部長から勧告等が発出された場合は、横須賀海上保安部から会員機関に周知する。					